

東武会NEWS

東武会NEWS
No.2008
平成20年 8月発行

今月の
トピック

平成20年度 税制改正

本年度の主な税制改正を抜粋しました

○経済活性化・競争力の強化、中小企業・ベンチャー支援

- ・研究開発税制の拡充
- ・情報基盤強化税制の見直し
- ・教育訓練費に係る税額控除制度の見直し
- ・エンジェル税制の拡充
- ・減価償却制度の見直し

○民間が担う公益活動の推進・寄附税制の拡充

- ・特定公益増進法人等に対する寄附金の優遇措置の拡充
- ・公益法人制度改革への対応
- ・認定NPO法人の認定要件の緩和等

○金融所得課税の一体化

- ・上場株式等の譲渡益・配当に対する課税の見直し
- ・損益通算の特例の創設

○土地・住宅税制

- ・住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の延長
- ・住宅の省エネ改修促進
- ・土地売買等に係る登録免許税の特例の延長

○地域の活性化

- ・地域間の財政力格差の縮小
- ・農林水産業と商工業の連携等の促進

○揮発油税等

- ・特定公益増進法人等に対する寄付金の優遇措置の拡充

○国際課税

- ・オフショア市場の利子非課税措置等の適用期限撤廃
- ・経済のグローバル化に対応した国際課税の見直し

○土地・住宅税制

- ・事前照会に対する文書回答手続きを改善
- ・電子申告の促進
- ・資料情報制度の整備

以上、国税庁HPより抜粋

本年度は主に以上の改正がおこなわれています。

国税庁の税制改正に関するパンフレットはこちらのアドレスから入手できます。

⇒ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/zeisei08/pdf/top.htm>

困りごと無料相談会

行政書士ネットワーク東武会では困りごと無料相談会を開催しております。日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

公共施設相談会 開催日程

(ご予約不要)

7月26日(土) 9:00~17:30

富士見市民文化会館

8月24日(日) 9:00~16:30

朝霞市産業文化センター

9月6日(土) 9:00~16:30

新座市民会館

10月5日(日) 9:00~17:00

志木市民会館

事務所相談会 開催日程

~毎月第3土曜日開催~
(ご予約優先、ご予約はTEL/FAX、メールにて)

8月9日(土) 9:00~18:00

東武会事務所

9月20日(土) 9:00~18:00

東武会事務所

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会 出張開催いたします

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

なるほど! 行政書士

「全国の住民票1枚から」

借地・貸地の
買い取り・売却
なかなか面倒な
借地貸地関係。
どうにか整理したい。
『借地貸地の整理』
これも業務です。

今月の
トピック

運
送
業

法令試験が実施されます

~トラック運送事業許可の要件が厳しくなりました~

本年7月よりトラック運送事業の経営許可申請の際、申請者(会社である場合はその取締役)に対して法令試験が行われることとなりました。

これは運送事業を経営する方がその経営に必要な法令知識を持っていることを確認するためのもので、許可を得るにはこの試験に合格する必要があります。試験の概要はおおむね以下の通りです。

《法令試験の実施について》

実施時期：毎月1回以上(初回の試験は許可申請書等を受理した月の翌月)

受験者：申請者本人(会社の場合、許可後運送業に専従する常勤役員1名)

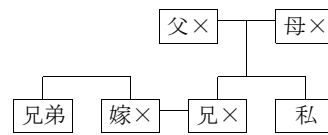
設問方式：○×方式及び語群選択方式 出題数：30問 試験時間：50分

合格基準：8割以上(不合格の場合再試験) その他：自動車六法等の持ち込み可

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より 当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております



お墓のことで相談があります。
当家の墓は公設霊園で父母の没後兄が名義人となってきましたが、この度相次いで兄、兄嫁の順で死亡してしまいました。
兄夫婦には子供が無く、兄嫁の葬儀は兄嫁の兄弟が中心となっておりおこないました。父母の眠るお墓の名義を私に変更したいのですが?



状況を考えると、お兄様が亡くなられた段階でお墓の名義人は兄嫁さんに譲られていると思われれます。兄嫁様に不幸があった段階でもし、遺言書等で「祭祀承継者」を具体的に兄嫁様が決めていなかった場合、お墓も相続の対象ですから、兄嫁様のご兄弟に相続権があることになります。但し、兄嫁様の葬式の喪主等を例えばご相談者が行っていた場合はそれをもって祭祀承継があったものとされる場合もあるようです。

ご相談者のケースでは、お墓に入っている方々はお相談者に近い方が多いようですので、兄嫁様のご兄弟と相談の上兄嫁様のご兄弟が一旦祭祀承継者となって、その後にご相談者へ委譲する様になります。

繰り返しになりますが、お墓も相続の対象ですので、まず兄嫁様の遺産分割手続(戸籍調査・遺産分割協議書作成・相続人全員の実印による押印等)を行った後、その承継人からご相談者への委譲手続となります。申請の段階では火葬許可書や埋葬許可等の確認が入りますので、関係書類の保存も大切です。

行政書士ネットワーク 東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28
ご案内 (内藤行政書士事務所内)

ホームページ: <http://www.toubukai.net> メール: info@toubukai.net

電話 048(487)2014

ファックス 048(299)3240

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。